定例庁議次第

令和８年５月２６日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
なし

４．報告事項
なし

５．議案事項
(1)　報告第３号　吉岡町土地開発公社の経営状況報告について
（総務課　小林課長）【資料番号１】
(2)　報告第４号　株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
（総務課　小林課長）【資料番号２】
(3)　議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　（健康福祉課　一倉課長）【資料番号３】
(4)　議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例　（健康福祉課　一倉課長）【資料番号４】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

資料番号１

５月２６日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（２．報告)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

報告第３号　吉岡町土地開発公社の経営状況報告について

【提案理由】

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、吉岡町土地開発公社の令和７年度の事業並びに決算概要、令和８年度の予算、事業及び資金に関する計画について議会に報告するもの。

【概　要】

令和７年度は公有地取得事業の用地取得及び用地売却は行われなかった。

令和７年度決算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	19,397 円	収入	0 円
支出	1,172,907 円	支出	0 円
差引	▲1,153,510 円	差引	0 円
繰越準備金	11,920,491 円		

令和８年度予算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	21 千円	収入	0 円
支出	858 千円	支出	0 円
差引	▲829 千円	差引	0 円

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号２

５月２６日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（２．報告)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

報告第４号　株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

【提案理由】

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、株式会社吉岡町振興公社の令和７年度決算に係わる施策の成果、予算執行の実績概要及び令和８年度予算に関する説明について議会に報告するもの。

【概　要】

令和７年度は、従前に実施した経営コンサルタントによる改革プロジェクトの教訓を生かし、温泉施設、食堂、売店、緑地運動公園及び物産館の各部門別に毎月売上分析会議を行い、令和６年度と比較して売り上げ増を達成した。

令和８年度も引き続きスポーツ、レジャー、温泉、食事、地域情報の発信、休憩機能及び買い物等の組み合わせとともに、新たなイベントの開催を通じて、より一層の魅力を備え、安心して楽しむことができる施設を目指すほか、町民や町外利用者の健康増進の場として温泉施設及びスポーツ関連施設の利用促進に取り組む。

令和７年度決算

売上総利益	189,094,666 円
営業利益	▲13,739,058 円
経常利益	▲9,923,298 円
当期純利益	▲10,088,698 円

令和８年度予算

売上総利益	219,699,000 円
営業利益	▲2,437,000 円
経常利益	▲1,391,000 円
当期純利益	1,226,000 円

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号３

５月２６日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

議案第３３号　吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　既存の小規模保育事業（２歳児以下対象）の区分に、新たに「満３歳以上」を対象とする「満３歳児以上限定小規模保育事業」の類型を追加し、その設備および運営に関する基準の所要の改正を行うもの。

(1)　特定地域型保育事業のうち満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、６人以上１９人以下とし、特定地域型保育事業者のうち満３歳以上限定小規模保育事業者は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとすること。(第３７条及び第５１条の２関係)

(2)　特定地域型保育事業者のうち満３歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る子ども・子育て支援法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、子ども・子育て支援法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとすること。(第６条、第２０条及び第３９条関係)

(3)　定義規定の追加等により字句の整理を行うもの。(目次、第２条、第７条、第９条、第１３条、第２５条、第３５条、第３６条、第４０条から第４３条まで、第４６条、第４７条、第４９条、第５０条、第５１条及び第５２条関係)

２　施行期日（附則第１条及び第２条関係）

公布の日の翌日。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２

９号）第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日。

【上程予定】

令和８年第２回定例会

様式第２号（第４条関係）

資料番号４

５月２６日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　健康福祉課長　一倉　哲也

【議案名】

議案第３４号　吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　既存の小規模保育事業（２歳児以下対象）の区分に、新たに「満３歳以上」を対象とする「満３歳児以上限定小規模保育事業」の類型を追加し、その設備および運営に関する基準の所要の改正を行うもの。（第１条による改正）

(1)　満３歳以上限定小規模保育事業者については、第６条第１号及び第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととすること。（第６条関係）

(2)　満３歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、第２８条第１項に規定する小規模保育事業所Ａ型の設備及び職員の基準（満３歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とすること。（第３２条、第４８条及び附則第６条から第９条まで関係）

(3)　満３歳以上限定小規模保育事業者については、附則第３条の連携施設に関する経過措置の対象外とすること。（附則第３条関係）

(4)　その他所要の改正を行うもの。（第３条、第１８条、第２７条及び第３５条）

２　理学療法士等を保育士とみなすことのできる基準を追加するもの。（第１条による改正）（第２９条、第３１条、第４４条及び第４７条関係）

保育現場では多様なニーズへの対応が求められており、特に配慮が必要な児童（障がい児や発達に課題のある児童）への支援体制を強化するため、国において保育士配置基準の見直しをしたことにより所要の改正を行うもの。

小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以

下「理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができることとし、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業Ａ型等の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするもの。

３　保育所等における３歳児の職員配置の改善に係る経過措置の終期の設定をするもの。（第２条による改正）（附則第３条及び第４条関係）

吉岡町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する条例（令和６年吉岡町第２９号）附則第２条に定めた経過措置の３歳児の児童を保育する場合についてのものと、満４歳以上の児童を保育する場合についてのものに規定を分けて、前者の経過措置期間の終期を「令和１０年３月３１日」までと定める改正を行うもの。

４　施行期日（附則第１条及び第２条関係）

公布の日の翌日。ただし、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日。

【上程予定】

令和８年第２回定例会